

一般社団法人を用いた 事業承継の方策について

税理士法人アフタクス（商工研相談業務委嘱先）公認会計士・税理士

金子尚貴



Q

知り合いから一般社団法人を用いた事業承継対策、相続対策があると聞きました。どのようなものなのでしょうか。

A

一般社団法人とは、平成二十年十二月一日から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によって産声を上げた法人です。一般社団法人には株式会社等にはない特徴がいくつかあり、それに伴い、これまではできなかった事業承継対策・相続対策を実現することができま

す。例えば、従来は不動産を所有する個人が、株式会社や合同会社を設立して、不動産を会社に売却することで所得の分散を図り、あわせて個人の財産を減らすという相続対策が検討されてきました。そうした相続対策の

選択肢の一つとして注目されているのが、一般社団法人を用いた事業承継対策・相続対策です。ただし後述しますが、解散時には、財産は国または地方公共団体等に帰属することになりますので注意が必要です。

1. 株式会社と比べると

一般社団法人と株式会社は、準則主義（規則に準拠していれば自動承認される）により、誰でも登記のみで設立することができます。一般社団法人の設立には、最高意思決定機関を担う社員二名と業務執行機関を担う理事一名が必要となります。社員と理事とは兼任可能であるため、最低二名いれば一般社団法人を設立することができます。ちなみに、設立後の社員は一名でも構いません。また、ここでいう社員は、一般的な「会社に

勤めるサラリーマン」社員とは意味がまったく異なる点に注意が必要です。

対して株式会社は、発起人である株主一名と取締役一名が必要となります。こちらも兼任可能であるため、最低一名で設立・運営することができます。

また、一般社団法人と株式会社のどちらも事業目的に特段の縛りはなく、公益的な事業はもちろんのこと収益事業を行うことも何ら妨げられません。

2. 出資に関する取り扱いの違いに注目

両者で大きく異なる点が、出資に関する取り扱いであり、この違いこそが相続対策としての最大のメリットとなります。

株式会社の設立に際しては、最低一円以上の資本金を拠出しなければなりません。株式会社

は資本金や借入金などを元手として事業活動を行うこととなりますが、ここで生み出された利益の積み上がった分が株主の財産となります。株式会社の株主は、経営権（議決権）と同時に株式数に応じた財産権を有することになるわけです。

対して一般社団法人には、出資という概念が存在しません。当然、出資者は存在せず、法人に蓄積された利益は法人の財産となります。そして、法人が解散するときには国または地方公共団体等に財産が帰属します。

一般社団法人の社員は経営権（議決権）を有するものの財産権は何ら有しないため、一般社団法人の財産が個人の相続財産を構成することはありません。

一般社団法人の社員を強いて株式会社で例えるならば「財産権のない株主」といったイメージに近いかと思います。

また、株式会社に対しては全ての所得に対して法人税が課税されます。一方、一般社団法人は、一部の収益事業のみに対して課税される「非営利型法人」とすべての所得に対して課税さ

れる。非営利型法人以外の法人と大別されます。非営利型法人になるための要件は厳しいため、ここでは非営利型法人以外の法人を前提に説明いたします。なお、非営利型法人の主な要件としては、公益を目的とする事業を行う法人であることや社員・理事の親族が占める割合が三分の一以下で構成されていることなどが挙げられます。

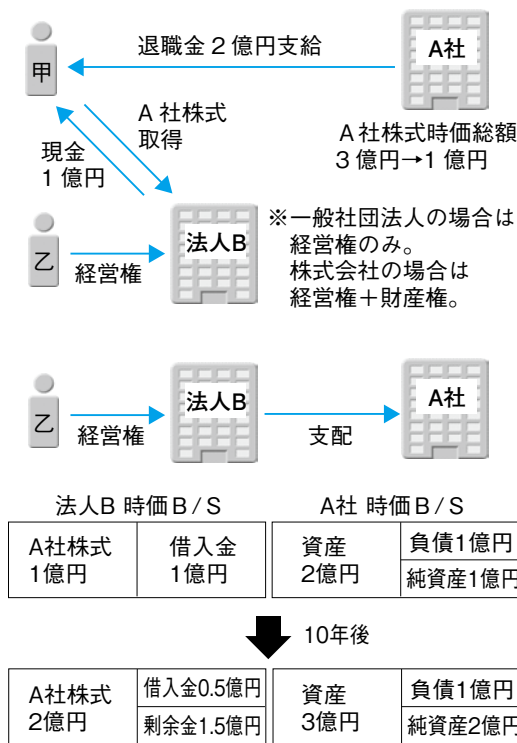
3. 具体的な活用例

一般社団法人に自社株式を譲渡する事例をご紹介します。甲は非上場会社であるA株式会社を経営しており、甲の持株割合は100%、A株式の時価総額は三億円となっています。甲が息子である乙にA社の経営権を譲る場合、一般社団法人を用いた次のような事業承継対策・相続対策が考えられます(図表)。

甲がA社の代表取締役を退任し、代表取締役には乙が就任します。この時点で甲に対して役員退職慰労金二億円を支給することでA株式の時価総額は一億円まで下がっています。

その一方で、一般社団法人B

図表 法人に株式を譲渡する相続対策の比較



を設立し、乙夫妻が社員に、乙が理事に就任します。法人Bは一億円の借入れを行い、甲よりA社株式を取得します。その結果、乙が法人Bを通じてA社の経営権を握ることとなり、A社株式は甲の財産から外れることとなります。

乙は法人Bの経営権は有するものの法人Bに対する財産権は持ちませんので、以降のA社株式の時価上昇によって法人Bの時価純資産が増えた場合でも、乙の財産にはまったく影響を及ぼしません。

また、仮に乙から乙の子へ社員が変動する場合にも、相続税

・贈与税・所得税の課税関係は生じません。以降の事業承継は一般社団法人の社員を交代するのみで実現することができるとは、A社株式の法人Bへの譲渡に際しては所得税等を甲が支払うこととなりますが、それ一度きりで、以降はA社株式に親族が頭を悩ませることはなくなります。

ここで、法人Bが株式会社である場合、甲がB社にA社株式を譲渡することで、同株式は甲の財産から除外されます。同時に、乙はB社を通じてA社を支配できますが、同時にB社に対する財産権も持つことになりま

す。したがって、将来のA社株式の時価上がりでB社の時価純資産が増加した場合には、B社株式も連動して値上がりすることになり、結果、乙の財産が増加します。この場合、甲から乙への相続対策は実行できませんが、将来必ず発生する乙の相続対策は再度、検討していかなくてはなりません。

現在、事業承継の納税猶予制度は普及しているとはいえない状況です。平成二十七年一月より親族要件が緩和されるとはいえ、適用要件が厳しすぎることに、あくまで猶予であるために延滞税も含めた将来の納税リスクが内在する点、活用に二の足を踏む大きな理由となつていきます。

今回ご紹介した一般社団法人を活用した相続対策は、得失を考えたうえで検討すべき選択肢の一つとなります。

法人Bが社団法人の場合：A社株式の時価上がりは、乙の財産に何ら影響を及ぼさない。
法人Bが株式会社の場合：A社株式の時価上がりにより、B社株式も値上がりする。B社株式は乙の財産であるため、乙の相続対策が将来的に必要な。以降も相続のたびに同じ問題が生じる。